

## 別紙 7

### 畜産・酪農生産力強化対策事業

#### 第1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助率並びに事業の細目については、別添1-1から別添1-5まで及び別表1から別表3までのとおりとする。

##### 1 酪農経営改善対策事業（別添1-1）

酪農経営における後継牛確保や和子牛生産拡大等のため、性判別精液や和牛受精卵等の利用、性判別精液生産機器の導入の推進等に必要な費用の一部について補助する。

##### 2 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業（別添1-2）

肉用牛生産の安定的な拡大を図るため、肉用牛経営と酪農経営との連携による受精卵移植を活用した肉用子牛の生産・利用システムの構築に必要な経費の一部について補助する。

##### 3 繁殖性等向上対策事業（別添1-3）

新たな畜産技術の活用により肉用牛経営及び酪農経営における繁殖性の向上等を図るため、血液検査等による子牛の損耗防止等に係る畜産技術者の養成、地域における新技術の活用に必要な費用の一部について補助する。

##### 4 養豚競争力強化対策事業（別添1-4）

種豚生産経営等における種豚の能力向上を図るため、飼料利用性や肉質を測定するための機器、凍結精液の製造等に必要な機器の導入等に必要な費用の一部について補助する。

##### 5 家畜生産性向上対策事業（別添1-5）

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等に必要な費用の一部について補助する。

#### 第2 事業実施主体

1 本事業のうち第1の1から4までの事業実施主体は、実施要綱第2の5に規定する公募選定団体とする。

2 本事業のうち第1の5の事業実施主体は、実施要綱第2の4に規定する基金管理団体とする。

#### 第3 取組主体等

1 第1の1及び3から4までの事業における取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員若しくは畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であって、(1)のアからカまでのいずれかに該当し、(2)から(5)までの基準を満たすもの又は(6)の団体とする。

(1) 取組主体の対象者

ア 事業協同組合

- イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- エ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- オ 株式会社又は持株会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。
  - （ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
  - （イ）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（エに該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- カ 3戸以上の農業を営む個人又は2以上のアからオまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの
  - （ア）組織及び運営についての規約を定めていること。
  - （イ）事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。
- （2）畜産クラスター計画（（6）の団体にあつては、（6）のウの目標。以下同じ。）の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- （3）地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。
- （4）将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員（（6）の団体にあつては、（6）のウの目標に基づき取組を行う畜産経営を営む構成員。）に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- （5）畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。
- （6）本事業に取り組む意思のある以下の要件を満たす3戸以上の農業者から構成される任意団体であって、本事業の趣旨を達成するために必要があると都道府県が特に認めるもの。
  - ア 畜産を営む個人が直接の主たる構成員であること。
  - イ 当該集団の規約が次の全ての事項を満たしていること。
    - （ア）目的において、畜産経営の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。
    - （イ）代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
    - （ウ）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
    - （エ）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
    - （オ）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明

らかにしていること。

ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。

2 第1の1の事業のうち、別添1-1の1の(2)から(4)までの技術普及を行う団体(以下「技術普及主体」という。)は、酪農経営に資する新たな技術の普及を行う以下の要件を満たすものとする。

(1) 1の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者であること。

(2) 技術普及を的確かつ広範に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。

3 第1の2の事業における取組主体は、以下の要件を満たす協議会(以下「協議会」という。)とする。

(1) 構成員

肉用牛経営(繁殖経営又は肥育経営)、酪農経営、子牛の哺育育成施設を中心とした畜産関係者が連携・組織した団体であること。

(2) 組織・規約等

ア 代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

イ 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であること。

ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。

4 第1の3の事業のうち、別添1-3の1の(1)のイの(イ)の技術実証を行う団体は、肉用牛の繁殖性向上に資する新たな技術を実証する共同の目的に沿った活動を行う法人格を有さない組織であって、次の要件を満たし、事業実施主体が行う公募により選定された組織(以下「技術実証主体」という。)とする。

(1) 2以上の企業、大学、独立行政法人、農業者の組織する団体等でコンソーシアムを構成していること。

(2) 技術実証を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。

(3) 技術実証を円滑に遂行するための財政基盤を有していること。

(4) 技術実証終了後に、技術実証の成果として得られた技術やノウハウを広く普及するに足る能力等を有していること。

#### 第4 目標年度及び成果目標

実施要綱第5の2の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

##### 1 目標年度

目標年度は、乳用牛の性判別精液を用いる取組及び肉用牛経営と酪農経営が連携した和牛の増頭の取組にあつては事業実施年度、それ以外の牛に係る取組にあつては事業実施年度の翌年度、豚に係る取組にあつては事業実施年度の3年後として設定するものとする。

## 2 成果目標

成果目標は、乳用種後継牛の確保、肉用牛経営と酪農経営の連携による輸出に適した高資質和牛の増頭、肉用牛の繁殖性の向上、分娩事故率や子豚離乳頭数等に係る定量的な指標を設定するものとする。

## 3 取組主体等の成果目標

取組主体、技術普及主体及び技術実証主体は、それぞれ第5の1の(9)から(11)までに基づき作成する取組計画、技術普及計画又は技術実証計画において、次の表の取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

取組の区分	成果目標
乳用牛の性判別精液を用いる取組	利用本数の概ね10%の増加又は配布本数の概ね10%の増加
肉用牛経営と酪農経営の連携による高資質和牛増頭の取組	酪農経営における和牛受精卵の移植頭数の10%の増加
上記以外の牛に係る取組	分娩間隔の1%以上の短縮
豚に係る取組	純粋種豚等の一腹当たりの育成頭数又は1日当たり平均増体量を3%以上向上

## 第5 事業実施手続

### 1 事業実施計画等

- (1) 第1の1から4までの事業実施主体は、事業の種類ごとに事業実施計画（別記様式第1号）及び下表の別添様式を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

事業の種類	別添様式
1 酪農経営改善対策事業	
(1) 酪農の計画的な経営改善	別記様式第1号-1
(2) 性判別精液生産機器等の導入 (3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備 (4) 受精卵移植技術等の実技研修等の開催	別記様式第1号-2

2	肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業	別記様式第1号-3
3	繁殖性等向上対策事業	
	(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上	
	ア 牛群管理情報を利活用するための体制整備	別記様式第1号-4
	イ 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証	別記様式第1号-5
	(2) 飼養管理技術の高度化	
	ア 技術力向上のための研修	別記様式第1号-6
	イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援	別記様式第1号-7
4	養豚競争力強化対策事業	別記様式第1号-8

- (2) 基金管理団体は、(1)により提出のあった事業実施計画について取りまとめ、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 本事業については、事業実施計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。
- (4) 基金管理団体は、(2)の承認を受けた場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- (5) 基金管理団体は、第1の5の事業について別記様式第1号-9の様式により事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。
- (6) 事業実施主体及び基金管理団体は、(2)及び(5)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)から(5)までに準じて変更の承認を受けるものとする。
- ア 事業内容の追加、中止又は廃止
- イ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減
- ウ 事業実施主体の変更
- (7) 第1の1から4までの事業（別添1-3の(2)のアの事業を除く。）の事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体等の選定及び取組計画に関する事項、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、(1)の事業実施計画書と併せて、基金管理団体へ提出するものとする。

(8) 基金管理団体は、(7)により提出のあった事業実施要領について取りまとめ、(2)の事業実施計画と併せて生産局長へ提出し、その承認を受けるものとする。基金管理団体は、これらの承認を受けた場合には、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

また、事業実施要領の変更についても同様とする。

(9) 取組主体は、(7)で事業実施主体が別に定める事業実施要領に基づき、取組計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

(10) 技術普及主体は、第1の1の事業について別添1-1の1の(2)から(4)に関する技術普及計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

(11) 技術実証主体は、第1の3の事業について別添1-3の1の(1)のイの(イ)に関する技術実証計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を受けるものとする。

(12) 取組主体、技術普及主体及び技術実証主体は、その取組計画、技術普及計画及び技術実証計画を変更しようとするときは、(9)から(11)までに準じて行うものとする。

## 2 事業の委託

基金管理団体は、本事業の一部を、他の団体に委託して行うことができるものとする。この場合、基金管理団体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、生産局長に報告するものとする。

## 第6 補助対象経費等

1 基金管理団体は、本事業に必要な別表1から別表3の経費について、基金の範囲内で第1の1から4までの事業にあつては事業実施団体に補助するものとし、第1の5の事業にあつては基金管理団体が行う事業として支出するものとする。

2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1から別表3の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

### 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

## 第7 事業成果の報告

1 取組主体は、事業実施年度の翌年度の5月末までに別記様式第2号の事業成果報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

2 事業実施主体は、1で報告された事業実施状況を取りまとめ、別記様式第3号の事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに生産局長及び基金管理

団体の長に報告するものとする。

- 3 事業実施主体は、事業が完了したときは、別記様式第4号により事業の実績報告書を作成し、基金管理団体を経由して生産局長（事業実施主体が基金管理団体である場合にあっては生産局長）に報告するものとする。

## 第8 事業の評価等

- 1 第1の1から4までの事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、第4の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第5号により事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。
- 2 第1の5の事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第6号により事業の成果状況を作成し、生産局長に報告するものとする。
- 3 1及び2により報告を受けた生産局長は、事業の成果状況の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

## 第9 管理運営

### 1 管理運営

事業実施主体及び取組主体等は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### 2 管理委託

機器等の管理は、別添1-1の1の(1)のオ、別添1-2の1の(3)のイ、(4)のイ及び(5)、別添1-3の1の(2)のイ、別添1-4の事業を実施する場合は取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難しい場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。

### 3 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

酪農経営改善対策事業の事業細目

別紙 7 の第 1 の 1 の酪農経営改善対策事業の事業細目については、以下のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 酪農の計画的な経営改善

ア 後継牛及び和子牛生産に向けた交配計画の策定

取組主体が行う、構成員における後継牛の確保と、和牛受精卵移植による和子牛生産の計画的な取組のための交配計画を策定する取組

イ 後継牛確保対策

(ア) 性判別精液の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別精液及び高受胎率性判別精液を利用する取組

(イ) 性判別受精卵の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別受精卵を利用する取組

ウ 後継牛及び和子牛生産のための採卵に対する支援

取組主体自ら又は構成員が行う性判別受精卵及び和牛受精卵を生産するために必要となる採卵に対する取組

エ 和子牛生産拡大対策

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による和子牛生産のために必要となる和牛受精卵を利用する取組

オ 和子牛等育成施設の補改修等に対する支援

取組主体が行う自ら又は構成員による和子牛等の哺育育成施設の設置又は既存施設の補改修に必要な器具機材又は資材の導入又は貸付の取組

(和子牛等の預託や売買等による家畜の引受けにより、構成員全体が生産する和子牛等を拡大するものに限る。)

(2) 性判別精液生産機器等の導入

技術普及主体が事業を実施する際に策定する技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備する取組

(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備

技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、和牛受精卵の生産拠点を設置する際に必要な機器を整備する取組

(4) 受精卵移植技術等の実技研修等の開催

技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、受精卵移植技術等業務実施者の技術の



高位平準化を目的とした研修会を開催する取組

(5) 事業推進

事業実施主体と取組主体が行う、1の(1)から(4)までの取組を円滑に推進するための取組

2 事業の要件

(1) 1の(1)の取組の実施においては、畜産クラスター計画(別紙7の第3の(6)の団体にあっては、これに準じた目標)の達成に資するものであること。

(2) 1の(1)のアの交配計画は、次の内容のものとする。

ア 取組主体における構成員の乳用牛の交配に係る取組をとりまとめたものであり、構成員が飼養する交配予定の乳用牛であること。

イ 性判別精液や性判別受精卵を活用した、効率的な後継牛の確保に取り組むものであること。

ウ 和牛受精卵等を移植する乳用牛は、構成員が飼養する乳用牛全体の3分の1以下の頭数であること。

(3) 1の(1)のイ又はエの取組において交配対象となる乳用牛の要件は、次のとおりとする。

ア 構成員が所有する又は搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛であること。

イ 1の(1)のイの(ア)の取組において性判別精液の授精対象となる乳用牛は、1構成員の経営内で上位2分の1に入る能力を有していると判断されるものであること。

ウ 1の(1)のエの取組において和牛受精卵の移植対象となる乳用牛は、構成員の各経営内で下位3分の1に入る能力を有すると判断されるものであること。

(4) 1の(1)のイの(ア)の取組の対象となる性判別精液の要件は、ホルスタイン種については、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛から採取されたこと及び次のいずれかに該当することとする。

ア 独立行政法人家畜改良センター(以下「改良センター」という。)が公表した乳用種雄牛評価成績に記載した種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあること。

イ 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は、改良センターが公表した国際評価成績を有するものであって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあること。

(5) 1の(1)のイの(ア)の取組の対象となる高受胎率性判別精液の要件は、2の(4)の要件を満たすこと、授精用ストローへの充填が2層になっていること及びX染色体を持つ精子の割合が9割以上であることとする。

(6) 1の(1)のイの(イ)又はウの取組の対象となる性判別受精卵の要件は、ホルスタイン種については、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたもので、次のア

からウまでの要件のいずれかを満たすものとし、かつ、受精卵を生産する際に交配する種雄牛は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている乳用雄牛であり、エ又はオの要件のいずれかを満たすものであることとする。

ア 一般社団法人家畜改良事業団が検定農家に通知した牛群改良情報のうち個体情報及び参考情報（以下「牛群改良情報」という。）に総合指数又は泌乳成績を有する乳用雌牛から採卵されたものであること。

イ ペアレンツアベレージ（PA）による総合指数又は泌乳成績が推定できる乳用雌牛から採卵されたものであること。

ウ 海外においてア又はイと同等の能力を有すると認められる能力評価を有している乳用雌牛から採卵されたものであること。

エ 改良センターが公表した乳用種雄牛評価成績に記載された種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるものであること。

オ 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は成績を有する種雄牛であって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあるものであること。

(7) 1の(1)のウ又はエの取組の対象となる和牛受精卵は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種の受精卵とする。ただし、黒毛和種については、受精卵を生産するために交配する種雄牛は、別添2の基準を満たすものとする。

(8) 1の(1)のオで取組主体が導入した器具機材又は資材の貸付に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 構成員に貸し付けること若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであること。

イ 取組主体は、本事業で整備した機器を貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 取組主体が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「取組主体負担（事業費－補助金）／当該機器の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

(9) 1の(2)で整備する機器は、性判別精液を生産する時に必要な機器及び凍結精液を生産する時に必要な精液分注器等とする。

(10) 1の(3)で整備する機器は、受精卵等を生産する時に必要な培養器、凍結器等の器具機材とする。

(11) 1の(4)で実施する研修会は、受精卵移植技術等業務実施者を対象とし、受精卵移植技術等の高位平準化を目的とした研修内容であること。

(12) 1の(2)から(4)までの技術普及計画は、事業実施年度における性判別精液や受精卵の活用等に関する技術の概要、普及手法等を記載したものであること。

### 3 その他

(1) 取組主体は、交配計画の策定に当たり、都道府県知事と協議を行うものとする。

(2) 取組主体は、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、構成員である本事業

の受益者のうち、和牛精液・受精卵を生産、流通、保管をする家畜人工授精所及び和牛精液・受精卵を利用をする畜産経営から別添3の点検シートの提出を受け、事業実施主体に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体は(2)の点検シートを確認し、内容に課題等があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。

## 別添1－2

### 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業の事業細目

別紙7の第1の2の肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業の事業細目については、以下のとおりとする。

#### 1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組に対する助成を行うものとする。

##### (1) 計画等の策定

協議会において、肉用牛の生産拡大を図るために必要な和牛受精卵の生産、和牛受精卵移植による酪農経営由来の和子牛の生産、子牛の哺育育成施設による効率的な管理及び畜産経営における利用（計画的な和牛繁殖雌牛の増頭・更新、和牛肥育用素牛の安定的な確保）等に関する構成員間の利用計画等を策定する取組

##### (2) 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進

優良な和牛受精卵を採取するため、協議会内の和牛繁殖経営が、受精卵採取用の供卵牛としての優良な繁殖雌牛の供出を拡大する取組

##### (3) 和牛受精卵の生産拡大

###### ア 和牛受精卵の増産

和牛受精卵を確保するため、協議会内の家畜人工授精所が、和牛受精卵の生産を拡大する取組

###### イ 受精卵生産機器等の整備

アに取り組む家畜人工授精所が、和牛受精卵の生産を拡大するために必要な機械・設備等を導入又は貸付する取組

##### (4) 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行

###### ア 受精卵移植による和牛生産

協議会内の酪農経営の中止を計画する経営体が、和牛繁殖経営へ円滑に移行するため、和牛受精卵移植により和牛繁殖雌牛を計画的に確保する取組

###### イ 繁殖牛舎の補改修

アに取り組む経営体が、既存施設を和牛繁殖経営に適した施設に補改修するために必要な機材等を導入する取組

##### (5) 和牛受精卵産子の哺育育成体制の整備

子牛の哺育育成施設が、協議会内の酪農経営で生産された和牛受精卵産子等を受け入れるに当たり、効率的に哺育・育成するために必要な機材等を導入又は貸付する取組

##### (6) 事業推進費

事業実施主体が行う、(1) から (5) までの取組を円滑に推進するための取組

#### 2 事業の要件

- (1) 1の(1)から(5)の取組の対象となる者は、協議会の構成員とする。
- (2) 1の(1)の計画の内容は、次の内容を含むものとし、本事業の計画を確実に実行するための年度内計画や、長中期的な計画に係るものとする。
- ア 酪農経営における和牛受精卵の移植計画。
  - イ アで生産された子牛の哺育・育成計画。
  - ウ イで育成された子牛の地域内における利用（肉用牛経営への斡旋販売等）計画。
  - エ アの計画を実現するために必要な協議会内における契約や取り決め等。
  - オ その他、本事業の遂行のために必要な計画。

- (3) 1の(2)の取組の要件は、以下のとおりとする。

ア 共通要件

- (ア) 供卵牛の和牛の品種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種のいずれかであること。
- (イ) 当該供卵牛は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）（以下「増殖法」という。）第32条の2第1項の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が定める供卵牛としての要件を満たしていること。
- (ウ) 採卵の手法は、体内受精卵の採取とし、1頭あたり2回以上実施するものとする。

イ 品種別要件

(ア) 黒毛和種

- A 当該供卵牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価（以下「育種価」という。）並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、当該供卵牛が飼養される都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。
- B 受精卵を採取するために交配する種雄牛は、別添2の基準を満たすものであること。

(イ) その他の品種

- 当該供卵牛の産肉能力のうち、枝肉重量の育種価が上位2分の1以内であること。

- (4) 1の(3)の取組の要件は、以下のとおりとする。

ア 和牛受精卵の増産

- (ア) 受精卵は、登録団体が定める登記及び登録の要件を満たすものであること。
- (イ) 受精卵の父となる種雄牛は別添2の基準を満たすものであること。
- (ウ) 受精卵は、授精後6日から8日までのものであること。
- (エ) 受精卵の発育ステージは、桑実胚から拡張胚盤胞までのものであること。
- (オ) 受精卵の品質は、85%以上が正常であること。
- (カ) 補助の対象となる受精卵の個数は、受精卵を生産する家畜人工授精所毎に前年度からの増加分であることとする。

イ 受精卵生産機器等の整備

体内受精卵又は体外受精卵の生産拡大に直接的に必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であること。

(5) 1の(4)の取組の要件は、以下のとおりとする。

ア 受精卵移植による和牛生産

(ア) 受精卵の品種は、和牛であること。

(イ) 受精卵は、登録団体が定める登記及び登録の要件を満たすものであること。

(ウ) 受精卵を移植する受卵牛は乳用種であること。

(エ) 受精卵移植は、登録団体が登記等を行うことができる手法により行うこと。

(オ) 当該受精卵移植により得られた産子が雌であった場合は、登録団体により登記・登録を受け、繁殖牛として自家保留すること。ただし、発育不良や損徴（異毛色、白斑、奇形等）等により繁殖牛として適さないと判断された場合及び増頭計画を超えた生産があった場合等は、肥育等に仕向けることもできることとする。

イ 牛舎の補改修

酪農経営の飼養施設を和牛繁殖経営向けとするために必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であること。

(6) 1の(5)の取組の要件は、酪農経営で生産された和牛の産子を受け入れるに当たり、効率的な哺育・育成をするために必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であることとする。

### 3 受精卵生産機器等の整備、繁殖牛舎の補改修、哺育育成体制の整備

(1) 導入の方式

1の(3)のイ、1の(4)のイ、1の(5)による機械装置等の導入（補改修を含む。）は、次のア又はイのいずれかの方法で行うこととする。

ア 購入方式の場合

(ア) 協議会が導入した機械装置等を構成員に貸し付けること又は一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定する当該機械装置等の取得に必要な費用の一部を助成する。

(イ) 協議会は、本事業で導入した機械装置等を貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

(ウ) 協議会が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「取組主体負担（事業費－補助金）／当該機器の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

イ リース方式の場合

(ア) 協議会の構成員が機械装置等を借受けにより導入する場合に、当該機械装置等の貸付者（以下「リース事業者」という。）に対して、当該機械装置等（リース物件）の取得に必要な経費の一部を助成する。

(イ) 貸付期間終了後の所有権の移転

当該機械装置等は、貸付期間終了後に所有権を当該機械装置等を借り受ける構

成員（以下「借受者」という。）に移転することを前提とするものとする。なお、譲渡額等はあらかじめ設定することとする。

(ウ) 貸付期間

貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、借受者とリース事業者が合意した期間とする。

なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、当該機械装置等の所有権が借受者に移転された後、協議会において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

(エ) 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース事業者に支払うものとする。

(オ) 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

A 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置等の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置等の貸付期間で除して得た額とする。

B 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置等の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(カ) 契約書類等の徴収

A リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機械装置の取得価格と補助金額を明記するものとする。

B 事業実施主体は、リース事業者が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴収するものとする。

(2) 機械装置等の範囲

補助対象となる機械装置等（以下「補助対象機械装置等」という。）は一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置等については補助の対象としない。

(3) 機械装置等の導入にかかる留意事項

ア 補助対象機械装置等の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、規模に即したものを選定するものとする。

イ 補助対象機械装置等の購入先の選定に当たっては、当該機械装置等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 借受者は、補助対象機械装置等の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結するなど、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置等の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 補助対象機械装置等は法定耐用年数以上利用するものとする。

オ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

カ 借受者は、補助対象機械装置等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

#### 4 その他

(1) 取組主体は、事業実施計画の策定に当たり、都道府県と協議を行うものとする。

(2) 協議会は、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、構成員である本事業の受益者のうち、和牛精液・受精卵を生産、流通、保管をする家畜人工授精所及び和牛精液・受精卵を利用する畜産経営者から別添3の点検シートの提出を受け、事業実施主体に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は(2)の点検シートを確認し、内容に課題等があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。



繁殖性等向上対策事業の事業細目

別紙7の第1の3の繁殖性等向上対策事業の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、以下の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

ア 牛群管理情報を利活用するための体制整備

事業実施主体が行う、牛群管理情報の利活用を推進するための検討会や情報交換会、新技術を活用した牛群管理の実態調査及び牛群管理情報の収集・分析体制の整備の取組

イ 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

(ア) 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進

事業実施計画に基づき事業実施主体が行う、繁殖性向上に資する情報の測定・分析に関する技術実証方針の策定や技術実証の評価、技術実証の現地調査の取組。

(イ) 新たな測定・分析技術の実証

技術実証計画に基づき技術実証主体が行う、繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するために必要となる、発育、栄養度、発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証の取組。

(2) 飼養管理技術の高度化

ア 技術力向上のための研修

事業実施主体が、繁殖性の向上、子牛の損耗防止等に関する高度な技術を活用して地域の課題を解決できる畜産技術者を養成するため、地域のニーズに即して行う実践的な研修の実施及びその研修の実施に当たり、必要な機械及び装置等の導入。

イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

(ア) 畜産技術の実証・普及

取組主体が、地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及の取組。

(イ) 繁殖性の向上

取組主体が、繁殖雌牛等に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により受胎率向上を図る取組や、早期の妊娠診断等を行うための機械及び装置等を導入し、空胎期間の短縮等を図る取組。

(ウ) 子牛の損耗低減対策

取組主体が、子牛、育成牛等に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により損耗率の低減を図る取組や、

個別管理に必要な簡易牛舎や哺乳ロボットを導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率の低減を図る取組。

(エ) 肥育用雌牛等を用いた増頭対策

取組主体が、肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し、当該雌牛等から和子牛を生産させるための取組。

(オ) 事業推進

事業実施主体が(ア)から(エ)までの取組を円滑に推進するための取組。

## 2 事業の要件

(1) 対象となる品種は、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(1)の取組の対象は、繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種その他肉専用種(乳用種との交雑種は含まない。)の雌牛とする。

イ 1の(2)の取組の対象は、アの品種及び乳用種の雌牛とする。

(2) 1の(1)のイの取組については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(1)のイの(ア)の技術実証計画は、事業実施年度に実証を行う技術の概要、実証手法、実証水準等を記載したものであること。

イ 1の(1)のイの(イ)の取組において、実証の対象となる新たな技術は、以下のとおりとする。

(ア) 繁殖性の向上や繁殖管理の効率化に資する発育や栄養度等に関する指標を新技術によって測定・分析する技術であること。

(イ) 既に商品化されている技術にあっては、それを改良して、新たに実用化・商品化を試みようとするものであること。

(3) 1の(2)のアで導入する機械及び装置等を当該技術の専門機関等へ貸し付けることができる。この場合においては、以下の要件を満たすものとする。

ア 一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に譲渡することを予定しているものであること。

イ 事業実施主体は、貸付けに際して、賃貸借期間、賃料、賃料支払いの期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 賃料の額は、当該機械及び装置等に係る事業実施主体の年間管理費の範囲内とすること。

(4) 1の(2)のイの取組については、1の(2)のアによって養成された技術者又はそれに相当する技術を有する畜産技術者による指導の下で実施するものとする。

(5) 1の(2)のイで整備した機械及び装置等は、取組主体の構成員に貸し付けることができる。この場合においては、以下の要件を満たすものとする。

ア 一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に構成員に譲渡することを予定しているものであること。

イ 取組主体は、貸付けに際して、賃貸借期間、賃料、賃料支払いの期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 賃料額は、原則として「(取組主体負担(事業費-補助金) / 当該機器の耐用年数) + 年間管理費」により算出される額以内とすること。

(6) 1の(2)のイの(エ)で受精卵移植技術を利用する場合、受精卵を提供する品種は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種とし、その受胎牛となる肥育用雌牛等は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種及び交雑種(肉専用種と乳用種の交雑種、和牛間交雑種をいう。)とする。

### 養豚競争力強化対策事業の事業細目

別紙 7 の第 1 の 4 の養豚競争力強化対策事業の事業細目は、次のとおりとする。

#### 1 事業の内容等

事業実施主体は、取組主体が実施する次の取組に対する助成を行うものとする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行うこともできるものとする。

##### (1) 飼料利用性の測定機器の導入

純粋種豚の改良に必要となる飼料利用性の測定機器を導入する取組

##### (2) 肉質の測定機器の導入

純粋種豚の改良に必要となる肉質の測定機器を導入する取組

##### (3) 飼養衛生管理高度化機器の導入

###### ア 子豚の事故率の低減

純粋種豚の子豚における事故率の低減のため、より高度な飼養管理に必要な機器を導入する取組

###### イ 衛生管理の高度化

衛生的な種豚畜舎を維持し、伝染性疾病のまん延防止に必要な機器を導入する取組

##### (4) 凍結精液の製造等に必要な機器の導入

広域的な活用を通じた種豚の能力向上や特徴ある豚肉生産のための凍結精液の製造等に必要な機器を導入する取組

##### (5) 事業推進

事業実施主体が (1) から (4) までの取組を円滑に推進するための取組

#### 2 事業の要件

事業実施主体は、次の要件を満たす場合に限り、1の事業において導入した機器を取組主体又はその構成員に貸し付けることができるものとする。

##### (1) 1の(1)、(2)及び(3)のアの取組については、以下の要件を満たすこと。

ア 種豚生産者が管理する農場で使用する機器であること。

イ 種豚生産者が所有する純粋種豚の改良に資すること又は飼養管理の向上が確実に見込まれること。

##### (2) 1の(1)で整備する機器は、種豚生産者が管理する純粋種豚の飼料利用性を測定するための機器であること。

##### (3) 1の(2)で整備する機器は、種豚生産者が管理する純粋種豚の肉質を測定するための機器であること。

##### (4) 1の(3)のイで整備する機器は、純粋種豚の子豚における事故率を低減するため、現状より高度な飼養管理に取り組むために必要となる機器であること。

##### (5) 1の(3)のイの取組については、以下の要件を満たすこと。

ア 種豚飼養者が管理する農場で使用する機器であること。

- イ 種豚飼養者が所有する豚の衛生管理の向上が確実に見込まれること。
  - ウ 整備する機器は、種豚間での伝染性疾病のまん延を防止するため、現状より高度な衛生管理に取り組むために必要となる機器であること。
- (6) 1の(4)の取組については、以下の要件を満たすこと。
- ア 種豚生産者又は純粋種豚の精液を用いて肥育豚生産を行う者が管理する農場で使用する機器等であること。
  - イ 事業実施主体又は取組主体の構成員の所有する種豚の能力向上または特徴ある豚肉生産に資すること。
  - ウ 整備する機器は人工授精の効率的な実施に資する機器であること。
- (7) 1で支援の対象となっている機器等の貸付にあたっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体又は取組主体から構成員に貸し付けること又は一定期間（原則として機器は7年）貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであること。
  - イ 事業実施主体又は取組主体は、本事業で導入した機器等を構成員に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止、当該機器等を利用して得られた成績の事業実施主体への提出等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。
  - ウ 事業実施主体又は取組主体が賃貸借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機器等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

## 家畜生産性向上対策事業の事業細目

別紙7の第1の5の家畜生産性向上対策事業の事業細目は、次のとおりとする。

### 1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組を行うものとする。

#### (1) 家畜の生産性に係るデータの収集

事業実施主体が行う、1の(2)の取組に必要な家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるために必要な生産性に係るデータを収集する取組

#### (2) 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導

事業実施主体が行う、家畜の遺伝的能力最大限に発揮させ、生産性を向上させるために必要なデータ分析、技術指導の取組

#### (3) 現地講習会の実施

事業実施主体が行う、家畜の生産性の向上を図るための現地講習会の開催の取組

### 2 事業の要件

#### (1) 家畜の生産性に係るデータの収集

1の(1)の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(2)の取組と一体的に実施する計画であること。

イ 1の(1)の取組に係る計画は、事業実施年度に収集するデータの目的、種類、収集方法等を記載したものであること。

#### (2) 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導

1の(2)の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア データの分析と技術指導を一体的に実施する計画であること。

イ 1の(2)の取組に係る計画は、事業実施年度に分析するデータの目的、種類等を記載したものであること。

#### (3) 現地講習会の実施

1の(3)の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(3)の取組に係る計画は、事業実施年度に行う現地講習会の概要、目的とする生産性に関する指標、講習技術等を記載したものであること。

イ アンケート等による効果測定を行うこと。

## 別添2

### 和牛受精卵（交配種雄牛）に係る要件について

本事業の対象となる黒毛和種受精卵の交配種雄牛（父牛）については、次の1又は2の要件を満たすものとする。

#### 1 育種価

交配種雄牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、次の①から⑤までのいずれかにおいて上位2分の1以上であること。

- ① 当該交配種雄牛を登記又は登録した都道府県
- ② 当該交配種雄牛を飼養する都道府県等
- ③ 受精卵を生産した都道府県
- ④ 受精卵を利用する都道府県
- ⑤ その他、広域的な遺伝的能力評価に基づくもの

#### 2 検定成績

（公社）全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定成績（間接法又は現場後代検定法）において、（公社）日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付における肉質等級が5等級である割合が5割を越えていること。

和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シート

【点検シート】

- ① 各項目について、過去一年間の実行状況を確認の上、点検してください。
- ② 点検は、自己経営全体の状況について行ってください。
- ③ 点検は、事業者自ら行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付してください。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目は、チェック欄に印は付さず、下欄にその理由や改善の予定などを記入してください。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回点検まで保存してください。

チェック欄

<b>1</b>	<p><b>家畜改良増殖法等の関連法の遵守</b></p> <p>家畜人工授精や受精卵移植に関する業務について、①精液や受精卵（精液等）を他者に販売するために保管している場合は家畜人工授精所の開設許可を得ていること、②家畜人工授精や受精卵移植の実施者は獣医師又は家畜人工授精師であることなど、家畜改良増殖法等の関連法を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
<b>2</b>	<p><b>正規に管理された精液や受精卵の利用の徹底</b></p> <p>使用する精液等は、家畜人工授精所で管理されたものであり、封入した容器（ストロー）の記載事項（採精年月日等）と添付される精液等の証明書（ラベル）の内容が一致するとともに、譲渡・経由等の必要事項が記入された適正なものであること。</p>	<input type="checkbox"/>
<b>3</b>	<p><b>家畜人工授精業務等の適正実施に向けた取組</b></p> <p>家畜人工授精や受精卵移植を実施した際は、取違等がないか確認するとともに、家畜人工授精師等が発行する授精証明書の内容がストローやラベルの内容と齟齬がないか確認すること。また、使用したストローやラベルは、家畜人工授精簿と速やかに照合できるように管理されていること。</p>	<input type="checkbox"/>
<b>4</b>	<p><b>和牛遺伝資源の譲渡契約の締結</b></p> <p>精液等の取引をする際には、不正利用等を禁止する契約を締結するとともに、当該契約内容を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
<b>5</b>	<p><b>和牛遺伝資源に関する新たな知見、意識の向上</b></p> <p>家畜人工授精、受精卵移植等に関する新たな知見や和牛遺伝資源の保護に向けた意識の向上に資する情報の収集、知識の取得等に努めること。</p>	<input type="checkbox"/>
<b>6</b>	<p><b>国の調査等への協力</b></p> <p>国や都道府県、関係団体等が行う和牛遺伝資源の適正管理のための各種調査に協力するとともに、通知等を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など】

点検日：

点検者：

印



別表1 (第1関係)

補助対象経費	補助率
<p>1 酪農経営改善対策事業</p> <p>(1) 酪農の計画的な経営改善</p> <p>ア 後継牛及び和子牛生産に向けた交配計画の策定 後継牛の確保と和子牛生産の計画的な取組のための交配計画の策定に必要な経費</p> <p>イ 後継牛確保対策</p> <p>(ア) 性判別精液の利用促進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別精液及び高受胎率性判別精液の利用に必要な経費</p> <p>① 性判別精液 別添1-1の2の(4)の要件を満たすもの</p> <p>② 高受胎率性判別精液 別添1-1の2の(5)の要件を満たすもの</p> <p>なお、①と②の重複での補助は認めない。また、②の補助対象経費は、②のみを使用した場合に限る。</p> <p>(イ) 性判別受精卵の利用推進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別受精卵の利用に必要な経費</p> <p>ウ 後継牛生産のための採卵に対する支援 性判別受精卵及び和牛受精卵等を生産するための採卵に必要な経費</p> <p>エ 和子牛生産拡大対策 和子牛生産のための和牛受精卵の利用に必要な経費</p> <p>(ア) 和牛受精卵</p> <p>(イ) 和牛受精卵(性判別)</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>授精する雌牛1頭当たり6千円を上限とする。</p> <p>授精する雌牛1頭当たり10千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>移植する雌牛1頭当たり100千円を上限とする。</p> <p>定額</p> <p>雌牛からの採卵1回当たり17千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。</p> <p>移植する雌牛1頭当たり100千円を上限とする。</p>

<p>なお、(ア)と(イ)の重複での補助は認めない。また、(イ)の補助対象経費は、(イ)のみを使用した場合に限る。</p> <p>オ 和子牛等育成施設の補改修等に対する支援 和子牛等の哺育施設又は既存施設の補改修のための器具機材又は資材の導入又は貸付に必要な経費</p> <p>(2) 性判別精液生産機器等の導入 性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備するために必要な経費</p> <p>(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備 和牛受精卵等の生産拠点を設置するために必要な経費</p> <p>(4) 受精卵移植技術等の実技研修会等の開催 受精卵移植技術等業務実務者の技術の高位平準化のための研修会の開催に必要な経費</p> <p>(5) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>2 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業</p> <p>(1) 計画等の策定 構成員間の契約の締結や利用計画を策定に必要な経費</p> <p>(2) 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進 供卵牛の利用拡大奨励金</p> <p>(3) 和牛受精卵の生産拡大 ア 和牛受精卵の増産 和牛受精卵の生産拡大奨励金 イ 受精卵生産機器等の整備 和牛受精卵の生産を拡大するための機械・設備等の導入又は貸付に必要な経費</p> <p>(4) 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行 ア 受精卵移植による和牛生産</p>	<p>定額</p> <p>定額 〔供卵牛1頭当たり40千円を上限とする。〕</p> <p>定額 〔受精卵1個当たり3千円を上限とする。〕</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

<p>和牛繁殖雌牛を確保するための和牛受精卵の利用に必要な経費</p> <p>(ア) 和牛受精卵</p> <p>(イ) 和牛受精卵 (性判別)</p> <p>なお、(ア) と (イ) の重複での補助は認めない。また、(イ) の補助対象経費は、(イ) のみを使用した場合に限る。</p> <p>イ 繁殖牛舎の補改修 既存施設の繁殖経営用補改修に要する機械・設備等の導入又は貸付に必要な経費</p> <p>(5) 和牛授精卵産子の哺育育成体制の整備 酪農経営で生産された和子牛等の効率的な育成に要する機械・設備等の導入又は貸付に必要な経費</p> <p>(6) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。</p> <p>移植する雌牛1頭当たり100千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>3 繁殖性等向上対策事業</p> <p>(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上</p> <p>ア 牛群管理情報を利活用するための体制整備 牛群管理情報を利活用するためのシステムの整備や実態調査等に必要な経費</p> <p>イ 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証</p> <p>(ア) 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進 繁殖向上向上に資する情報の測定分析技術実証の円滑な実施に必要な計画策定等に必要な経費</p> <p>(イ) 新たな測定・分析技術の実証 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証に必要な経費</p> <p>(2) 飼養管理技術の高度化</p> <p>ア 技術力向上のための研修</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

<p>畜産技術者を養成するための実践的な研修の実施に必要な経費並びに研修を実施するのに必要な機械及び装置等の整備に必要な経費</p>	
<p>イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援</p>	
<p>(ア) 畜産技術の実証・普及  地域課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及を行うために必要な経費</p>	<p>定額</p>
<p>(イ) 繁殖性の向上  血液検査や飼料の成分分析等による受胎率向上を図る取組や早期の妊娠診断等に必要な機械及び装置等の導入による空胎期間の短縮等への取組に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(ウ) 子牛の損耗低減対策  血液検査や飼料の成分分析等による損耗率の低減を図る取組や簡易畜舎や哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率低減を図る取組に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(エ) 肥育用雌牛等を用いた増頭対策  肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し和子牛を生産するために必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内  移植する雌牛 1 頭当たり 70 千円を上限とする。  雌牛からの採卵 1 回当たり 17 千円を上限とする。</p>
<p>(オ) 事業推進  事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>定額</p>
<p>4 養豚競争力強化対策事業</p>	
<p>(1) 飼料利用性の測定機器の導入  純粋種豚の改良のための飼料利用性を測定する機器の導入に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(2) 肉質の測定機器の導入  純粋種豚の改良のための肉質を測定する機器の導入に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(3) 飼養衛生管理高度化機器の導入</p>	

<p>ア 子豚の事故率の低減 子豚の事故率低減に必要な機器の導入に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>イ 衛生管理の高度化 伝染性疾病のまん延防止に必要な機器の導入に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(4) 凍結精液の製造等に必要な機器の導入 広域的な活用を通じた種豚の能力向上や特徴ある豚肉生産のための凍結精液の製造等に必要な機器の導入に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(5) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>定額</p>
<p>5 家畜生産性向上対策事業</p> <p>(1) 生産性向上に資するデータの収集 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための生産性に係るデータを収集するために必要な経費</p> <p>(2) 収集したデータの分析、技術指導 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための生産性に係るデータの分析、技術指導に必要な経費</p> <p>(3) 現地講習会の開催 家畜の生産性を向上を図るための現地講習会の開催に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

## 別表 2

## 補助対象経費（共通）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議、研修会、講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記	・消耗品は物品受払簿で管理すること

		録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理 ・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に費用な人件費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金	謝金	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体、技術普及主体、技術実証主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者 別の出勤簿及び作業日誌を 整備す

		又は時間給)の経費	ること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする</li> <li>補助金の額の50%未満とすること</li> <li>事業そのもの、または事業の根幹を成す業務の委託は認めない</li> <li>技術実証主体内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術実証主体が試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む。</li> </ul>
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。

2 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合



## 別表 3

## 補助対象経費（取組主体等別）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

## 1 酪農経営改善対策事業

費目	細目	内容	備考
事業費	性判別精液及び高受胎率性判別精液導入費、受精卵導入費	性判別精液及び高受胎率性判別精液の導入に必要な精液購入費、人工授精技術にかかる経費、性判別受精卵又は和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
	採卵経費	採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	
	性判別精液生産機器導入費	性判別精液を生産するために必要な機器等の導入費用	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	受精卵生産施設整備費	受精卵の生産をする施設を設置するために必要な器具及び機材の導入費用	
	和子牛等育成施設整備費	和子牛等を哺育育成するために必要な器具及び機材の導入費用、既存施設を補改修するために必要な原材料費	

## 2 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業

費目	細目	内容	備考
雑役務費	奨励金（供卵牛）	和牛繁殖雌牛の供卵牛としての供用に協力する和牛繁殖経営に対し交付する奨励金	
	奨励金（受精卵）	和牛受精卵の増産に協力する家畜人工授精所に対	

		し交付する奨励金	
事業費	受精卵生産機器導入等整備	受精卵の生産をする施設を設置するために必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	受精卵導入費	酪農経営から繁殖経営に移行するための和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
	牛舎改修整備	酪農経営から繁殖経営に移行するための牛舎の改修整備に必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	哺育育成体制整備	酪農経営から生産される和牛子牛の効率的な育成に必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）	

（※注）基礎工事、施設の増築、既存施設の更新、改修に伴う撤去した資材の処分及び消耗品に係る費用は認めない。

### 3 繁殖性等向上対策事業

費目	細目	内容	備考
事業費	牛群管理情報の収集・分析体制整備費	事業を実施するために直接必要な機器等の整備費用、利用料、プログラム	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原

	開発・改善費用	則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。)やカタログ等を添付すること
繁殖性向上機器整備費	事業を実施するために直接必要な繁殖性向上に資する機器等の整備費用	
研修会等開催費	研修会等を開催するために必要な研修器具資材費、研修に使用する家畜の借り上げ経費	
損耗低減等機器整備費	子牛の損耗低減等のために必要な機械及び装置等の導入に必要な費用	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。)やカタログ等を添付すること
簡易畜舎等整備費	妊娠牛や初生牛等を飼養管理するために必要な簡易な畜舎等の整備費	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。)やカタログ等を添付すること
受精卵導入費	肥育用雌牛等に移植するための和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
採卵経費	肥育用雌牛等に移植するための採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	

#### 4 養豚競争力強化対策事業

費目	細目	内容	備考
事業費	飼料利用性測定機器導入費	種豚の改良に必要な飼料利用性を測定する機器の	・取得単価が50万円以上の機械及び器具に

	導入費用	<p>については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること</p>
肉質測定機器導入費	種豚の改良に必要な肉質を測定する機器の導入費用	
飼養衛生管理高度化機器導入費	種豚の改良に必要な飼養管理又は豚の衛生管理を高度化するための機器の導入費用	
凍結精液の製造等に必要の機器の導入費	種豚能力の向上や特徴ある豚肉生産のための凍結精液の製造等に必要の機器の導入費用	

上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

基金管理団体の長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業実施計画及び事業実施要領  
(変更)承認申請について

令和〇〇年度において、畜産・酪農生産力強化対策事業(※〇〇〇〇〇)を実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙7の第5の1の(1)(第5の1の(6))に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇には実施要領第1の事業の種類を記入すること。  
2 関係書類として該当事業の別記様式第1号-共通、別記様式第1号-1~9及び事業実施要領を添付すること。  
3 基金管理団体が自ら行う事業については、農林水産省生産局長宛とすること。  
4 第5の1の(2)により、生産局長に提出する場合には、農林水産省生産局長宛とすること。

別記様式第1号ー共通

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。ただし、別添1-4の事業においては、事業実施主体が自ら取組を行う場合は上記の取組主体に関する記載は不要とする。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

別記様式第1号-1

5 事業の内容

(1) 酪農の計画的な経営改善

ア 後継牛及び和子牛生産の計画策定計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 後継牛確保対策計画

(ア) 性判別精液及び高受胎率性判別精液利用推進計画（又は実績）

内容	精液本数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 性判別受精卵利用推進計画（又は実績）

内容	受精卵個数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 和子牛生産拡大計画（又は実績）

内容	受精卵個数	補助率	事業費	補助金	備考

エ 採卵計画（又は実績）

内容	採卵回数	補助率	事業費	補助金	備考

オ 和子牛等育成施設補改修計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 内容には補改修又は機器の貸付について記載すること

(2) 性判別精液生産機器導入計画 (又は実績)

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 導入する機器ごとに記載すること

(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備計画 (又は実績)

内容	整備か所数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 整備か所ごとにまとめて記載すること

(4) 受精卵移植技術等の実技研修等の開催計画 (又は実績)

内容	参集範囲	実施回数	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料 (任意)



別記様式第1号-2

5 事業の内容

(1) 性判別精液生産機器導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

（注）導入する機器ごとに記載すること。

(2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備計画（又は実績）

内容	整備か所数	補助率	事業費	補助金	備考

（注）整備か所ごとにまとめて記載すること。

(3) 受精卵移植技術等の実技研修等の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	実施回数	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第1号-3

5 事業の内容

(1) 計画等の策定 計画 (又は実績)

内容	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(2) 優良繁殖雌牛の供卵牛利用推進 計画 (又は実績)

内容	頭数	奨励金額	補助額	備考

(注) 奨励金額は、供卵牛1頭当たり40,000円以内とすること。

(3) 和子受精卵の生産拡大

ア 和牛受精卵の増産 計画 (又は実績)

内容	受精卵個数	奨励金額	補助額	備考

(注) 実施箇所(家畜人工授精所)ごとに記載すること。

奨励金額は、受精卵1個当たり3,000円以内とすること。

イ 受精卵生産機械等の整備 計画 (又は実績)

内容	導入式	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。

2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

(4) 酪農経営から和子繁殖経営への円滑移行

ア 受精卵移植による和牛生産 計画 (又は実績)

内容	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(注) 頭数は移植頭数(実頭数)を記入すること。

イ 繁殖牛舎の補改修 計画（又は実績）

内容	導入式	数量	補助率	事業費	補助額	備考

- (注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。  
 2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

(5) 哺育育成体制の整備

内容	導入式	数量	補助率	事業費	補助額	備考

- (注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。  
 2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

(6) 事業推進計画（又は実績）

内容	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料

- ・ 取組主体の要件を満たす協議会であることを証明する書類。  
 (要領別紙7 第3の3関係)
- ・ ( ) (注) 実施箇所(家畜人工授精所)ごとに記載すること。  
 奨励金額は、受精卵1個当たり3,000円以内とすること。

別記様式第1号-4

5 事業の内容

(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

ア 牛群管理情報を利活用するための体制整備計画

(ア) 牛群管理情報利活用体制整備検討会や意見交換会の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	回数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 新技術を活用した牛群管理の実態調査計画（又は実績）

内容	方法	調査数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 実績報告書の提出時には、作成した実態調査の報告書を添付すること。

(ウ) 牛群管理情報システムの機能改善計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(エ) 中央牛群管理情報分析システムの開発・整備計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第1号-5

5 事業の内容

(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

ア 繁殖性向上に視する情報の測定・分析技術の実証

(ア) 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進

a 測定・分析技術実証計画の策定（又は実績）

現状の課題	課題解決の方針	補助率	事業費	補助金	備考

- (注) 1 繁殖性に係る測定・分析技術の現状の課題とそれに対して、本事業でどのような技術の実証により解決を図る方針であるかについて課題別に記入すること。  
 2 実績報告書の提出時には、策定した測定・分析技術実証計画を添付すること。

b 実証技術評価委員会の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	回数	補助率	事業費	補助金	備考

c 実証現地調査計画（又は実績）

内容	回数	補助率	事業費	補助率	備考

(イ) 新たな測定・分析技術の実証

a 新たな測定・分析技術実証のための交付計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助率	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第1号-6

5 事業の内容

(1) 飼養管理技術の高度化

ア 技術力向上のための研修

(ア) 研修会開催計画 (又は実績)

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 機械及び装置等整備計画 (又は実績)

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料 (任意)

別記様式第1号-7

5 事業の内容

(1) 飼養管理技術の高度化

ウ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

(ア) 畜産技術の実証・普及計画 (又は実績)

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

※ ((2) のアを受講予定の技術者又は (2) のアにより養成された技術者に相当する技術を有する畜産技術者については、以下に定める様式に概要を記載すること。)  
(受講予定の畜産技術者)

①	技術者の性別、年齢、 受講予定の技術				
---	-----------------------	--	--	--	--

((2) のアにより養成された技術者に相当する技術を有する畜産技術者)

①	技術者の性別、年齢、 地域における継続的に普及・実証が行われる期間の見込み				
②	技術者の地域における活動の実績				
③	技術者の表彰歴・所有資格等				

(イ) 繁殖性の向上計画 (又は実績)

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

(ウ) 子牛の損耗低減対策計画 (又は実績)

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

(エ) 肥育用雌牛等を用いた増頭対策計画（又は実績）

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

(オ) 事業推進計画（又は実績）

内容	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）



別記様式第1号－8

5 事業の内容

(1) 養豚競争力強化対策

ア 飼料利用性の測定機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

イ 肉質の測定機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 子豚の事故率の低減、衛生管理の高度化の取組を区分して記載すること。

ウ 飼養衛生管理高度化機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

エ 凍結精液の製造等に必要機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 導入する機器ごとに記載すること。

6 その他の添付資料

(1) 事業実施主体が自ら事業を実施する場合にあっては、第5の1の(7)の取組計画

(2) その他の資料（任意）

別記様式第1号-9

5 事業の内容

(1) 家畜生産性向上対策

ア 家畜の生産性に係るデータの収集計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 現地講習会の実施計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第2号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果報告書  
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号  
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業等実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。  
2 取組計画書、技術普及計画又は技術実証計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第3号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果報告書  
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿  
基金管理団体の長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。  
2 事業計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第4号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業実績報告書  
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。  
2 事業計画書の様式に準じ、事業実施期間の実績を記入すること。

別記様式第5号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業効果評価書  
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成果

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。  
2 別記様式第5号一別添を添付すること。

別記様式第5号－別添

1 基本情報

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	取組主体、技術普及主体 又は技術実証主体名	事業費	補助金	備考

2 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 (●年度末)	成果実績 (●年度末)
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

(注) 取組計画又は技術実証計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (●年度末)	目標年度 (●年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)



別記様式第6号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果の評価報告書  
(家畜生産性向上対策)

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成果

(注) 別記様式第6号一別添を添付すること。

別記様式第6号－別添

1 基本情報

(単位：千円)

事業実施年度	事業実施主体名	事業費	補助金	備考

2 成果目標の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標（目標年度）
成果の検証方法（効果設定値の算出方法）	

(注) 事業実施計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (●年度末)	目標年度 (●年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)